15	関税率表第4114・20号に掲げる物品	パテントレザー等	16,163	4,580	千円	0.6	平成22年８月17日 適用停止 パキスタン
16	関税率表第41類に掲げる物品（関税率表第4101・20号の２、第4101・50号の２、第4101・90号の２、第4104・11号の２、第4104・19号の２、第4104・41号の１の⑵及び２、第4104・49号の１の⑵及び２、第4105・30号の１、第4106・22号の１、第4107・11号の２、第4107・12号の２、第4107・19号の２、第4107・91号の２、第4107・92号の２、第4107・99号の２、第4112・00号の２の⑴、第4113・10号の２の⑴並びに第4114・20号に掲げる物品を除く。）	原皮及び革	2,010,532	102,407	千円	0.2	
17	関税率表第4202・11号、第4202・12号、第4202・21号、第4202・22号、第4202・29号、第4202・31号、第4202・32号、第4202・91号、第4202・92号又は第9605・00号に掲げる物品	トランク、スーツケース等	8,011,867	16,141,277	千円	0.8	平成22年５月18日 適用停止 全特恵受益国等
18	関税率表第4205・00号の２又は第9305・99号の１に掲げる物品	コンポジションレザー製品等	747,783	192,005	千円	0.6	平成22年９月16日 適用停止 中華人民共和国
19	関税率表第42類に掲げる物品（関税率表第42・03項に掲げる物品並びに第17項及び第18項に掲げるものを除く。）	革製品（第42・03項、第17項及び第18項のものを除く。）	545,371	463,320	千円	0.2	平成22年５月18日 適用停止 中華人民共和国
20	関税率表第4302・11号に掲げる物品 関税率表第4302・19号、第4302・20号又は第4302・30号の２に掲げる物品のうち 羊、やぎ又はうさぎのもの以外のもの	毛皮（なめしたもの）	630,429	34,428	千円	0.2	
21	関税率表第4302・30号の１、第4303・10号又は第4303・90号に掲げる物品のうち 羊、やぎ又はうさぎのもの以外のもの	衣類等の毛皮製品	1,364,805	854,688	千円	0.6	平成22年６月16日 適用停止 中華人民共和国
22	関税率表第4403・99号の１に掲げる物品	桐（その他のもの）	256,010	0	千円	0.0	
23	関税率表第4407・25号、第4407・26号、第4407・29号の１又は第4407・99号の１に掲げる物品のうち かんながけし又はやすりがけしたもの 関税率表第4409・29号の３の⑴に掲げる物品	ふたばがき科の熱帯産木材（かんながけし又はやすりがけしたもの）等	17,550,894	0	千円	0.0	
24	関税率表第4407・25号、第4407・26号、第4407・29号の１又は第4407・99号の１に掲げる物品のうち かんながけし又はやすりがけしたもの以外のもの	ふたばがき科の熱帯産木材（第23項のものを除く。）	155,668	0	千円	0.6	
25	関税率表第4408・10号の２の⑵、第4408・31号の２、第4408・39号の４の⑵又は第4408・90号の２の⑵に掲げる物品のうち 合板用単板	合板用単板	2,009,098	172,039	千円	0.6	
26	関税率表第4408・10号の２の⑵、第4408・31号の２、第4408・39号の４の⑵又は第4408・90号の２の⑵に掲げる物品のうち 合板用単板以外のもの 関税率表第4408・39号の１の⑵又は第4408・90号の１の⑵に掲げる物品	薄板（第25項のものを除く。）	4,332,892	1,005,237	千円	0.0	平成22年８月17日 適用停止 中華人民共和国
27	関税率表第4409・21号の１又は第4421・90号の１に掲げる物品	竹製の引抜材、竹製の串	367,436	215,934	千円	0.6	平成22年５月18日 適用停止 中華人民共和国